

特許諮問委員会(PPAC)が09年度報告書を公表

2009年12月11日
JETRO NY 中楨、横田

特許諮問委員会(Patent Public Advisory Committee/PPAC)¹は先月5日、09年度報告書を公表した²。

PPACは、99年の米国発明者保護法(特許法第5条³)によって設立され、米国特許商標庁(USPTO)の政策、目標、実績、予算及び手数料を検討し、USPTO長官に助言を与えるとともに、各年度の終了後60日以内に商務長官、大統領、上下両院司法委員会に年次報告書を提出することを任務としており、今般の報告書はこれに基づいて公表されたもの。

今般の報告書のエグゼクティブサマリー(第2章)では、冒頭において政権交代に触れ、特に財政やインフラ、人的資源といった課題を引き継いだカッポス新長官であるが、同長官が戦略的かつ鮮明なビジョンのもと改善に向け取り組んでいる点を評価し、委員会も貢献していきたいとしている。続いて、①審査待ち期間とバックログの圧縮、②特許の品質向上、及び③(施策の効率性確保と生産性・質向上に向けた)プロセスの理解と簡素化、に対する集中的な取組と適確な目標設定を提言しており、その実現には適切なリソースとインフラのサポートが必要であるとして、中でも財政・インフラ・組織と雇用・ビジネスモデルと評価指標の4点が最重要のリソース・ツールであるとしている。

その他、「USPTOの現状と戦略(第3章)」、「具体的論点(第4章)」、「結論と提言要約(第5章)」としてエグゼクティブサマリーにおいて指摘した目標や取組に係る具体的な現状把握や進捗状況、提言を論じる構成となっており、総じてUSPTOの最近の取組を支持し、今後の更なる取組を期待するものとなっている。一方、いずれの取組においても一貫して当該取組を実施するのに必要な財政確保をすべしとの記載が目立っており、09年度の財政難の経験を踏まえた対応を取るよう政府・議会に訴える形になっている。なお、第6章には、昨年度報告書と同様⁴、08年度提言に係るスコアカードが取りまとめられている。第4章、第5章を中心に論点・提言を概観すると以下のとおり。

¹ 諮問委員会ウェブサイト: <http://www.uspto.gov/about/advisory/ppac/index.jsp>

² 09年度報告書: http://www.uspto.gov/about/advisory/ppac/ppac_2009annualrpt.pdf

³ 同条はまた、委員任命基準として、委員を多様な利用者の利益代表と位置付け、金融・経営・労働・科学・技術及びOAの各分野における有識者を委員に含めることと規定している。委員定員は9名であり、現在の委員長(chair)はDamon Matteo氏(Palo Alto Research Center 社副社長兼 CIPO)。各委員の略歴は、報告書内に別添として記されている。

⁴ [081208【米国IP情報】特許諮問委員会\(PPAC\)が08年度報告書を公表](#) 参照

1. 品質と審査待ち期間・滞貨 (Quality & Pendency)

08 年度報告書に記載の品質に係るイニシアティブは実質的な進捗があった。特にユーザーコミュニティとの対話やフィードバック等の重要事項を実現した。品質については、評価項目や基準等の評価手法の調査が重要であり、それに向けた取組開始を評価。

審査待ち期間に関しては、ロック商務長官が掲げた目標(現在 25.8 月の FA 期間を 10 月に短縮。また、現在 70 万件以上の滞貨を 38 万件に圧縮)に向けた包括的プランにおいて影響要因の分析等が行われる予定であることを紹介。また、審査官研修や FA 前面接審査などの種々の取組を評価。一方、FA 期間だけでなく、最終審査期間(total application pendency)についても 20 月を目標として、目標達成に向けた取組を行うよう提言。

2. 財政 (Finance)

財政における重要項目として、①予算、②料金設定権限、③インセンティブベースの料金設定アプローチ、④財務活動(financing)、⑤全般的な組織健全性(Overall Organizational Fitness)の 5 つを挙げて検討しているが、総じて経済情勢悪化による財政難を受けた 09 年度の新規審査官採用の減少、IT 化の減速、及び 10 年度も収入減が見込まれる状況を踏まえ、USPTO の財政を安定化し、効率的な運営ができるよう、USPTO への料金設定権限付与やファンド設立とその投資等の実現など、柔軟な財政体系整備を強く提言し、USPTO や議会に検討を求めている。

3. 機械化・IT 化 (OCIO: IT Systems Infrastructure)

08 年の IT 化に係るロードマップやイニシアティブが、財政難の影響を受けて減速したことを受け、プロジェクトを着実に進めるために人材確保も含めた必要な財政確保を提言。また IT 化の効率性向上や新技術の導入による生産性向上の検討なども提言。なお、カッポス長官が提案した、①特許・商標に関するデータ提供(Data.Gov)、②職員・公衆への研修として E-learning 提供業者との連携強化(E-Learning)、③頻繁にユーザーに利用される情報に迅速にアクセス可能なポータル化に向けた USPTO ウェブサイトの改良(USPTO Web-Presence)、という 3 つのイニシアティブも紹介している。

4. 人的資本 (Human Capital)

財政難を受け 09 年度の新規採用が予定の半数以下だったことを踏まえ、2010 年は最低 1200 人の採用分の財政を確保すること、及び 2014 年までに審査官を 8400 人にするとした目標(Goal)の再検証を求めている。また、分散型の職員配置(アレクサンドリア以外のオフィス設置やオフィスのない職場(バーチャル)の可能性、テレワーキングの拡充等)の更なる検討、効率性・生産性向上のための職員研修の拡充も提言。他方、離職率が 6.3%と産業界平均 7.9%より低い数値となったことを評価し、この傾向を持続するためのボーナスも提言。

5. アウトリーチ(Outreach)

①熟練した審査官確保に向けた創造的雇用と雇用継続プログラム、②IT化等による審査システム向上、③持続可能な料金システムや審査請求制度(審査繰り延べ制度)の検討、④面接審査やUSPTOによるユーザーフレンドリーな審査実務、⑤審査待ち期間の短縮、をトップ5のアウトリーチとして提示し、このような積極的な(pro-active)なアウトリーチと、反復的な(re-active)意見聴取の継続を希望。

6. プロセス(Process: Understanding & Efficiencies)

組織的課題を効率的に解決するためには内部のマネジメント組織とそのプロセスが重要であり、USPTOの取組を評価。具体的提言として、CPIO(Chief Performance Improvement Office)とそのスタッフの常設化を始め、当該組織を中心とした戦略的マネジメントプロセス(Strategic Management Process: SMP)等の取組実施を列挙。またカウントシステムの変更を支持。

7. 立法措置(Legislative)

USPTOの料金収入の一部を他の政府機関に流用する料金ダイバージョンの廃止を強く提言。更に予算をより使いやすくするべく歳出法案の文言修正やUSPTOへの料金設定権限付与、USPTOが財政不足となった際に直接的に資金提供できる立法措置を提言。また、特許改革法案関連として、不公正行為の抗弁の制限が必要であると述べるとともに、付与後異議申立制度に関しては、何らかの訴訟によらない手続きは必要であるが、再審査制度との関係整理が必要であり、USPTOのリソースに限りがあることにも注意すべきであるとした。

8. 国際関係(International)

特許審査ハイウェイ(PPH)や5大特許庁(IP5)によるファウンデーション・プロジェクトなどの国際的ワークシェアリングの取組を支持し、更なる拡大と向上への取組に対する期待を表明。また、審査の品質や審査待ち期間短縮へフィードバックするため、これら取組の効果をレビューするよう提言。

(了)